

熊本市乳児等通園支援事業所条例の制定について

熊本市乳児等通園支援事業所条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市乳児等通園支援事業所条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。第 3 条において「法」という。）

第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業を実施するため、本市に乳児等通園支援事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市豊田保育園乳児等通園支援事業所	熊本市北区植木町豊田 5 6 5 番地

(事業)

第 3 条 事業所は、法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業を行う。

(使用者)

第 4 条 事業所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子ども及びその保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(使用の制限)

第 5 条 市長は、事業所を使用しようとする者又は使用している者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を制限し、入場を禁止し、又は退場

を命ずることができる。

- (1) 事業所の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 事業所の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき又はそのおそれがある物品等を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業所の管理運営上支障があるとき。

(使用料)

第6条 第4条第1号に掲げる乳児等支援給付認定子どもが事業所を使用する場合の使用料は、当該乳児等支援給付認定子ども1人につき、30分までごとに150円とする。

- 2 前項の使用料は、その都度納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第7条 事業所の施設又は設備を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提出理由)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等

通園支援事業を実施するための乳児等通園支援事業所を本市に設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。